

平成25年度 施策達成度評価シート（24年度実績評価）

施策の柱		施策	
コード	名称	コード	名称
1	いきいきとして安心できる暮らし	13	共に歩む障がい者福祉の実現

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典

1 施策の目的（目指す姿）

対象 （誰を、何を対象としているのか）	意図 （この施策により対象をどのように変えるのか）
市民	地域で安心して生活することができる

2 達成度

(1) 成果指標

指標名	単位	指標の性格	H23実績値	H24計画 （年度目標値）	H24実績値	H25計画 （年度目標値）	H26計画 （最終目標値）
障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数（身体・療育・精神）	%	↗	16.07	13.99	16.58	14.06	14.14
施設、病院から地域への移行	人	↗	94	152	104	160	169
施設から一般就労への移行	人	↗	9	16	8	16	16
管内事業所の障がい者雇用率	%	↗	1.66	1.80	1.68	2.00	2.00

(2) 近隣自治体との成果水準比較

指標名	他自治体の状況等
障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数（身体・療育・精神）	現時点では同じ基準又は類似基準により引用できる他自治体の数値を把握できない。
施設、病院から地域への移行	地域の受け入れ態勢等条件が違うので、一概に比較できない。
施設から一般就労への移行	地域の受け入れ態勢等条件が違うので、一概に比較できない。
管内事業所の障がい者雇用率	障がい者雇用率（平成24年） 盛岡管内（盛岡広域振興局の範囲） 1.66， 県内 1.77 ，全国 1.65 ※障がい者雇用率については、ハローワークが毎年6月1日現在の数値を10月頃に公表

3 達成度評価結果

取組内容と成果	平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、国では特別対策や緊急措置により、利用者負担及び報酬の見直し等を行い、法施行当初に批判のあった項目の改善と法の定着を図ってきた。特に、大きな批判があった利用者の応益負担については、実質的に応能負担となっていたが、平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正によって、法律上で応能負担が位置づけられた。 平成23年8月5日公布された障害者基本法の改正により、障害者の定義の見直しが行われ、発達障害が障害者自立支援法の対象となることが明確化した。 また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部が改正され、平成23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護等が、平成24年4月1日から、相談支援の充実、障害児支援の強化等が実施された。 平成24年4月1日から、障がい児に対する通所サービスの実施主体が県から市に移行になった。市においても障がい者の地域移行や就労が促進されるよう、国の制度改革に対応しながら福祉サービスの展開を図っている。 「障害者手帳所持者数に占める障がい福祉サービス受給者数の割合」は、目標値を上回った。 一方で、「施設・病院から地域への移行」、「施設から一般就労への移行」及び「管内事業所の障がい者雇用率」は、
成果を押し上げた要因	障害者手帳所持者数に占める障がい福祉サービス受給者数の割合の伸びは、就労継続支援等を実施する事業所が増え、サービス提供可能性が増えたことと、就労訓練の内容が多様になったことから、利用者が増加したことによる。
目標と成果とにギャップがある場合、その要因	施設・病院から地域への移行については、日常生活の支援や居住場所を含む生活環境がトータルで整うことが前提であるため、準備や訓練に時間を要するケースが多く、ソフトとハードの両面からの支援体制の充実が必要である。 施設から一般就労への移行については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めている。規模の小さい企業での就労においては業務の切り分けが難しいことから、多くの業務への対応が期待されるため、得意不得意な分野がある障がい者にとっては就労が難しいケースが多い。 管内事業所の障がい者雇用率については、上記要因により法定雇用率に達していない状況である。 なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障がい者法定雇用率は、平成25年4月1日以降、2.0%に改められた。

これからの課題	国では、障がい者福祉制度の見直しを進め、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、平成25年4月1日から施行された。障がい者の範囲に130疾病の難病患者が含まれたことに伴い、医療機関や保健所と連携し、制度の周知が必要である。 平成26年度から、障害程度区分を障害支援区分に改めることに伴い、認定方法についての検討が行われている状況であり、今後国の動向を注視しながら、適切な対応が必要である。
---------	---

4 各主体に期待する役割

	役割の内容
市	障がいがある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指すため、啓発広報や福祉教育の推進、ボランティア活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、地域団体等との協働による地域活動などを推進する必要がある。 福祉サービスの充実のため、相談、コーディネート体制の整備や手当等の経済的支援、在宅福祉の充実、施設福祉の充実、苦情解決への対応等を積極的に進める必要がある。また、サービス基盤の整備について、障がい者福祉計画に位置付けながら推進を図っていく。 国で検討が進められている制度改革により、頻繁に法改正が行われていることから、国の動向を注視し、適切に対応していく。
国・県・他自治体	障がい者の理解の推進や難病患者等制度改革に伴う新たな対象者への周知については、国、県が市町村をリードして実施していく必要がある。 法改正に伴い、計画相談を担当する相談支援専門員や相談支援事業所を増やすことが全国的な課題となっており、国は、財政的支援や育成の道筋を示す等、市町村を支援していく必要がある。
市民・NPO	障害のある人もない人も、等しく地域社会の一員として、それぞれが持つ心のバリアを取り除き、お互いに理解し合うことが必要であり、そのためには、町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動等に積極的に参加し交流することが重要である。 障がい者が孤立せず生活していくためには、地域のつながりが必要であり、NPOや地域住民によるボランティアなどが積極的なサポートが必要である。 また、障がい者数、特に重度の方が増加していることから、市町村の費用負担が増えており、行政が一定の費用負担をすることについて市民の理解が必要がある。
企業・その他	企業は、障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進するなど、雇用機会の拡大や就労への支援に向けた取組みを進めていく必要がある。 盛岡市自立支援協議会及び盛岡広域圏障がい者自立支援協議会において、障がい者支援に関わる関係者で、課題を整理し、検討を行いながらサポート態勢の改善を図っていく。

5 成果達成への基本事業の貢献度

基本事業		比重
コード	名称	
131	理解と交流の促進	20
132	障がい者福祉サービスの充実	80

平成25年度 施策達成度評価シート（24年度実績評価・基本事業の状況）

施策の柱		施策	
コード	名称	コード	名称
1	いきいきとして安心できる暮らし	13	共に歩む障がい者福祉の実現
基本事業			
コード	名称		
131	理解と交流の促進		

評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典
-----------	---------------

1 基本事業の目的（目指す姿）

対象 （誰を、何を対象としているのか）	意図 （この施策により対象をどのように変えるのか）
市民	理解と交流が図られている

2 成果指標

指標名	単位	指標の性格	H23実績値	H24計画 （年度目標値）	H24実績値	H25計画 （年度目標値）	H26計画 （最終目標値）
市民アンケート調査「障がいや障がい者について知っている」と答えた市民の割合	%	↗	39.80	46.50	39.90	50.00	60.00
障がい者アンケート調査「障がい者に対する市民の理解が進んだ」と答えた割合	%	↗	-	-	-		64.00
※「障がい者アンケート調査」は、「盛岡市障がい者福祉計画」策定時に実施（次期アンケートは平成26年を予定）							

3 役割分担分析

		役割の内容	役割分担 比率(%)
各主体の 役割の状況	市	障がいがある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指すため、啓発広報や福祉教育の推進、ボランティア活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、地域団体等との協働による地域活動などを推進する必要がある。	40
	国・県・ 他自治体	障がい者の理解の推進については、国、県が市町村をリードして啓発していく必要がある。	20
	市民・NPO	障がい者が施設や病院から地域に移行していく中で、障害のある人もない人も、等しく地域社会の一員として、それぞれが持つ心のバリアを取り除き、お互いに理解し合うことが必要であり、そのためには、障がい者は町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動等に積極的に参加し交流することが重要である。 また、町内会やNPO法人は、活動の場の提供と参加しやすい雰囲気の醸成が必要である。	20
	企業・その他	障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進するなど、雇用機会の拡大や就労への支援に向けた取組みを進めていく必要がある。	20

平成25年度 施策達成度評価シート（24年度実績評価・基本事業の状況）

施策の柱		施策	
コード	名称	コード	名称
1	いきいきとして安心できる暮らし	13	共に歩む障がい者福祉の実現
基本事業			
コード	名称		
132	障がい者福祉サービスの充実		

評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典
-----------	---------------

1 基本事業の目的（目指す姿）

対象 （誰を、何を対象としているのか）	意図 （この施策により対象をどのように変えるのか）
市民	社会参加の促進が図られている

2 成果指標

指標名	単位	指標の性格	H23実績値	H24計画 （年度目標値）	H24実績値	H25計画 （年度目標値）	H26計画 （最終目標値）
就労している障がい者割合（障がい者アンケート） ※「障がい者アンケート調査」は、「盛岡市障がい者福祉計画」策定時に実施（次期アンケートは平成26年を予定）	%	↗	-	-			31.00

3 役割分担分析

		役割の内容	役割分担 比率(%)
各主体の 役割の状況	市	福祉サービスの充実のため、相談、コーディネート体制の整備や手当等の経済的支援、在宅福祉の充実、施設福祉の充実、苦情解決への対応等を積極的に進める必要がある。 障がい者支援に関わる関係者で構成する、盛岡市自立支援協議会において、課題を整理し検討を行い、サービス基盤の整備について、障がい者福祉計画に位置付けながら推進を図っていく。 国で検討が進められている制度改革により、頻繁に法改正が行われていることから、国の動向を注視し適切に対応していく。	40
	国・県・ 他自治体	法改正に伴い、計画相談を担当する相談支援専門員や相談支援事業所を増やすことが全国的な課題となっており、国は、財政的支援や育成の道筋を示す等、市町村を支援していく必要がある。 また、制度改革に伴い新たに障害福祉サービスの対象者となった難病患者等への周知についても、全国的な課題であり、国・県での実施が望まれる。	30
	市民・NPO	障がい者が孤立せずに生活していくためには、地域のつながりが必要であり、NPOや地域住民によるボランティアなどが積極的なサポートが必要である。 また、障がい者数、特に重度の方が増加していることから、市町村の費用負担が増えており、行政が一定の費用負担をすることについて市民の理解が必要がある。	10
	企業・その他	盛岡市自立支援協議会及び盛岡広域圏障がい者自立支援協議会において、障がい者支援に関わる関係者で、課題を整理し、検討を行いながらサポート態勢の改善を図っていく。	20